

平成24年4月25日

松阪記者クラブ 様

担当者 石田 勝也

連絡先 電話： 0596-52-7120

FAX： 0596-52-7134

発表事項 合併処理浄化槽設置等補助金制度における転換補助金  
(加算)の新設について

内 容 従来からの合併処理浄化槽設置補助金に加え、単独処理浄化槽や汲み取り便所を廃止し、新たに合併処理浄化槽を設置された方に対し、転換補助金を加算して補助します。内容は、次のとおりです。

- 1、単独処理浄化槽の撤去費用補助 9万円以内
- 2、単独処理浄化槽や汲み取りからの転換に要する配管費用補助 6万円以内

## 合併処理浄化槽設置等補助金制度について（お知らせ）

生活排水による海や河川の水質汚濁防止や生活環境の保全のため、合併処理浄化槽を新たに設置した方に費用の一部を補助します。

また、従来の設置補助金に加え、単独処理浄化槽を撤去する場合や汲み取りからの転換により、合併処理浄化槽を設置した方に対し、転換補助金が加算されます。

### \*転換補助金（新設）

単独処理浄化槽の撤去費用補助 90,000円以内

単独処理浄化槽や汲み取りからの転換に要する配管費用補助 60,000円以内

### \*設置補助金

（一般型）

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

（祇川流域指定区域限定 高度処理型）

5人槽	603,000円
7人槽	621,000円
10人槽	682,000円

\*補助対象区域、条件、手続きなど詳細については、上下水道課下水道係（☎52-7120）

へお問い合わせください